

入札説明書

帯広畜産大学で使用する電気 一式

国立大学法人北海道国立大学機構
帯広畜産大学

国立大学法人北海道国立大学機構の特定調達契約に係る入札公告(令和6年12月25日付け)に基づく入札等については、政府調達に関する協定(平成7年条約第23号)、政府調達手続に関する運用指針等について(平成26年3月31日関係省庁申合せ)、北海道国立大学機構会計規程(令和4年4月1日規程第74号)、北海道国立大学機構政府調達事務取扱規程(令和4年4月1日規程第81号)、北海道国立大学機構契約事務取扱規程(令和4年4月1日規程第80号)及び入札公告に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 発注者等

- (1) 発注者 国立大学法人北海道国立大学機構 理事長 長谷山 彰
◎調達機関番号 415
- (2) 所在地 〒080-8555 北海道帯広市稲田町西2線11番地
◎所在地番号 01

2 調達内容

- (1) 品目分類番号 26
- (2) 購入等件名及び数量
帯広畜産大学で使用する電気 一式
- (3) 調達件名の特質等 別冊仕様書による。
- (4) 供給期間
令和7年4月1日0時00分から令和8年3月31日24時00分まで
- (5) 供給場所 帯広畜産大学構内
- (6) 入札方法

落札者の決定は、最低価格落札方式をもって行う。

入札金額は各社において設定する契約電力に対する単価(基本料金単価)及び予定使用電力量に対する単価(電力量料金単価)を根拠として、あらかじめ本学が仕様書により別途提示する予定契約電力及び予定使用電力量に基づき算出した総価を記載すること。なお、使用電力量のうち、仕様書Ⅲ.2の要件を満たす再生可能エネルギー由来の電力量の割合を20パーセントとするため、予定使用電力量の20パーセントに当たる電力量に単価(環境価値相当額単価)を乗じた金額を総価に含めること。基本料金単価、電力量料金単価及び環境価値相当額単価の設定に当たっては、小数点以下第3位を切り捨て、第2位までを表示できるものとする。

なお、落札者の決定は、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を記載した入札書を提出しなければならない。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

- (7) 入札保証金及び契約保証金

- ① 入札保証金を免除する。ただし、落札者が契約を結ばない場合は、落札金額の100分の5に相当する違約金を支払わなければならない。
- ② 契約保証金を免除する。ただし、受注者が契約上の義務を履行しない場合は、落札価格の100分の10に相当する違約金を支払わなければならない。

3 競争参加資格

- (1) 北海道国立大学機構契約事務取扱規程第3条及び第4条の規定に該当する者は、競争に参加する資格を有さない。なお、未成年者、成年被後見人、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、これに当たらない。
- (2) 国の競争参加資格（全省庁統一資格）において、令和6年度に北海道地域の「物品の販売（sale of product）」のA、B又はC等級に格付けされている者であること。

なお、競争参加資格を有しない競争加入者は、速やかに資格審査申請を行う必要がある。競争参加資格に関する問い合わせは、令和6年3月29日付け号外政府調達第58号の官報の競争参加者の資格に関する公示の別表に掲げる機関で受け付けている。本学における問い合わせ先は、次のとおり。

〒080-8555 北海道帯広市稲田町西2線11番地

国立大学法人北海道国立大学機構帯広畜産大学管理課調達係

T E L 0155-49-5249 F A X 0155-49-5259

E-mail youdo@obihiro.ac.jp

- (3) 電気事業法第2条の2の規定に基づき小売電気事業の登録を受けている者であること。
- (4) 国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律に基づき、国等が排出する温室効果ガス等の削減を図るため、環境への負担の軽減に対する取組状況により別紙1の別添で定める基準を満たす者であること。
- (5) 入札公告においてアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることとした場合にあっては、当該体制が整備されていることを証明した者であること。
- (6) 公正性かつ無差別性が確保されている場合を除き、本件調達の仕様の策定に直接関与していない者であること。
- (7) 調達のための調査を請け負った者、またはその関連会社でないこと（当該者が当該関与によって競走場の不公平な利益を享受しない場合を除く）。
- (8) 発注者から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (9) 次にあげる法人等は、競争入札に参加することができない。
 - ① 役員等に、暴力団員又は暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）がいる法人等
 - ② 暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与している法人等
 - ③ 役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等を利用するなどしている法人等
 - ④ 役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与している法人等
 - ⑤ 役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係

を有している法人等

- ⑥ 役員等又は使用人が、前各号のいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどをしている法人等

4 入札書の提出場所等

- (1) 入札書並びに入札公告及び入札説明書に示した競争参加資格の確認のための書類及び当該物品を納入できることを証明する書類（以下「納入できることを証明する書類」という。）の提出場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

〒080-8555 北海道帯広市稲田町西2線11番地
国立大学法人北海道国立大学機構
帯広畜産大学管理課調達係長 笠原 誠人
T E L 0155-49-5249 F A X 0155-49-5259
E-mail youdo@obihiro.ac.jp

- (2) 入札書の受領期限

令和7年2月14日 17時00分

（郵送等により提出する場合には、受領期限までに必着のこと）

- (3) 入札書及び納入できることを証明する書類の提出方法

- ① 競争加入者等は、仕様書、契約書（案）及び北海道国立大学機構契約事務取扱規程を熟覧のうえ入札しなければならない。この場合において、当該仕様書等に疑義がある場合は、前記4の(1)に掲げる者に説明を求めることができる。

- ② 競争加入者等は次に掲げる事項を記載した別紙様式1の入札書を作成し、直接に提出する場合は封書に入れ封印し、かつ、その封皮に氏名（法人の場合はその名称又は商号）及び「令和7年2月21日開札〔帯広畜産大学で使用する電気一式供給契約〕の入札書在中」と朱書しなければならない。

(ア) 供給物品名

(イ) 入札金額

(ウ) 競争加入者本人の住所、氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）及び押印（外国人の署名を含む。以下同じ。）

(エ) 代理人が入札する場合は、競争加入者本人の住所及び氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名及び押印

- ③ 郵便（書留郵便に限る。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（書留郵便に準ずるものに限る。）により提出する場合は二重封筒とし、表封筒に「令和7年2月21日開札〔帯広畜産大学で使用する電気一式供給契約〕の入札書在中」と朱書し、中封筒の封皮には直接に提出する場合と同様に氏名等を朱書し、前記4の(1)宛に入札書の受領期限までに送付しなければならない。

なお、電報、ファクシミリ、電話その他の方法による入札は認めない。

- ④ 競争加入者等は、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分について押印をしておかなければならない。

- ⑤ 競争加入者等は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることができない。

(4) 入札の無効

入札書で次の各号の一に該当するものは、これを無効とする。

- ① 入札公告及び入札説明書に示した競争参加資格のない者の提出したものの
- ② 供給物品名・数量及び入札金額のないもの
- ③ 競争加入者本人の氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）及び押印のない又は判然としないもの
- ④ 代理人が入札する場合は、競争加入者本人の氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名及び押印のない、又は判然としないもの（記載のない又は判然としない事項が、競争加入者本人の氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）又は代理人であることの表示である場合には、正当な代理であることが代理委任状その他で確認されたものを除く。）
- ⑤ 供給物品名・数量に重大な誤りのあるもの
- ⑥ 入札金額の記載が不明確なもの
- ⑦ 入札金額の記載を訂正したものでその訂正について印の押してないもの
- ⑧ 入札公告及び入札説明書において示した入札書の受領期限までに到達しなかったもの
- ⑨ 入札公告及び入札説明書に示した競争加入者等に要求される事項を履行しなかった者の提出したもの
- ⑩ 入札書を受領した場合で、当該資格審査が開札日時までに終了しないとき又は資格を有すると認められなかったときのもの
- ⑪ 独占禁止法に違反し、価格又はその他の点に関し、公正な競争を不法に阻害したと認められる者の提出したもの（この場合にあっては、当該入札書を提出した者の名前を公表するものとする。）
- ⑫ その他入札に関する条件に違反したものの

(5) 入札の延期等

競争加入者等が相連合し、又は不穩の挙動をする等の場合であって、競争入札を公正に執行することができない状況にあると認められるときは、当該入札を延期し、又はこれを廃止することがある。

(6) 代理人による入札

- ① 代理人が入札する場合は、入札時までに代理委任状(別紙様式2)を提出しなければならない。
- ② 競争加入者等は、本件調達に係る入札について他の競争加入者の代理人を兼ねることができない。

(7) 開札の日時及び場所

日時 令和7年2月21日 14時00分

場所 帯広畜産大学本部棟会議室

(8) 開札

- ① 開札は、競争加入者等を立ち合わせて行う。ただし、競争加入者等が立ち会わない場合は、別紙様式3の開札立会辞退届を開札日前日までに到着するよう上記4の(1)に持参、郵送、ファクシミリ、メール添付ファイルのいずれかの方法により提出すること。なお、この場合、本機構の入札執行事務に関係のない職員を立ち合わせて開札を行い、下記5の(4)の②のとおり入札執行事務に関係のない職員によるくじ引きを行うことがあること及び下記4の(8)の⑦のとおり再度入札が直ちに行われ、当該再度入札へ参加でき

ないことを承諾したものとみなす。

- ② 開札場には、競争加入者等並びに入札事務に関係のある職員（以下「入札関係職員」という。）及び前記①の立会職員以外の者は入場することはできない。
- ③ 競争加入者等は、開札時刻後においては、開札場に入場することはできない。
- ④ 競争加入者等は、開札場に入場しようとするときは、入札関係職員の求めに応じ、身分証明書を提示しなければならない。この場合、代理人が前記4の（6）の①に該当する代理人以外の者である場合にあっては、代理委任状を提出しなければならない。
- ⑤ 競争加入者等は、特にやむを得ない事情があると認められる場合のほか、開札場を退場することはできない。
- ⑥ 開札場において、次の各号の一に該当する者は当該開札場から退去させる。
 - (ア) 公正な競争の執行を妨げ又は妨げようとした者
 - (イ) 公正な価格を害し又は不正の利益を得るために連合をした者
- ⑦ 開札をした場合において、競争加入者等の入札のうち、予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、再度の入札を行う（再度の入札を辞退する場合は、入札書の入札金額欄に「辞退」と記載し提出のこと。）。なお、代理人が入札を行う場合は、競争加入者から入札及び見積に関して委任を受けていること。また、入札書の様式及び代理委任状（別紙様式2）で明らかにした「受任者使用印鑑」を持参すること。

5 その他

- (1) 契約手続きに使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 競争加入者等に要求される事項
 - ① この一般競争に参加を希望する者は、封印した入札書に別封の納入できることを証明する書類を、前記3の競争参加資格を有することを証明する書類（以下「競争参加資格の確認のための書類」という。）とともに、前記4の(2)の入札書の受領期限までに提出しなければならない。
 - ② 競争加入者等は、開札日の前日までの間において、発注者から納入できることを証明する書類及び競争参加資格の確認のための書類その他入札公告及び入札説明書において求められた条件に関し、説明を求められた場合には、競争加入者等の負担において完全な説明をしなければならない。
 - ③ 競争加入者等又は契約の相手方が本件調達に関して要した費用については、すべて当該競争加入者等又は契約の相手方が負担するものとする。
- (3) 競争参加資格の確認のための書類及び納入できることを証明する書類
 - ① 競争参加資格の確認のための書類及び納入できることを証明する書類は別紙1により作成する。
 - ② 資料等の作成に要する費用は、競争加入者等の負担とする。
 - ③ 発注者は、提出された書類を競争参加資格の確認並びに入札公告及び入札説明書に示した物品の技術審査以外に競争加入者等に無断で使用することはない。
 - ④ 一旦受領した書類は返却しない。
 - ⑤ 一旦受領した書類の差し替え及び再提出は、原則、認めない。
 - ⑥ 競争加入者等が自己に有利な評価を受けることを目的として虚偽又

は不正の記載をしたと判断される場合には、入札公告及び入札説明書に示した物品の技術審査の対象としない。

- (4) 落札者の決定方法 最低価格落札方式とする。
- ① 前記4の(3)に従い書類・資料を添付して入札書を提出した競争加入者等であって、前記3の競争参加資格及び入札説明書において明らかにした要求要件をすべて満たし、当該競争加入者等の入札価格が北海道国立大学機構契約事務取扱規程第15条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った競争加入者等を落札者とする。
 - ② 落札者となるべき者が二人以上あるときは、直ちに当該競争加入者等にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。また、競争加入者等のうち出席しない者又はくじを引かない者があるときは、入札執行事務に関係ない職員がこれに代わってくじを引き落札者を決定するものとする。
 - ③ 落札者が、指定の期日までに契約書の取り交わしをしないときは、落札の決定を取り消すものとする。
- (5) 手続における交渉の有無 無
- (6) 契約書の作成
- ① 競争入札を執行し、契約の相手方が決定したときは、契約の相手方として決定した日から7日以内（契約の相手方が遠隔地にある等特別の事情があるときは、指定の期日まで）に契約書の取り交わしをするものとする。
 - ② 契約書を作成する場合において、契約の相手方が遠隔地にあるときは、まず、その者が契約書の案に記名押印し、更に発注者が当該契約書の案の送付を受けてこれに記名押印するものとする。
 - ③ 前記②の場合において、発注者が記名押印したときは、当該契約書の1通を契約の相手方に送付するものとする。
- (7) 支払条件
契約書（案）及び北海道国立大学機構契約事務取扱規程のとおりとする。
- (8) 調達件名の検査等
- ① 落札者が入札書とともに提出した納入できることを証明する書類の内容は、仕様書等と同様にすべて納入検査等の対象とする。
 - ② 納入検査終了後、当該物品を使用している期間中において、落札者が提出した納入できることを証明する書類について虚偽の記載があることが判明した場合には、落札者に対して損害賠償等を求める場合がある。

競争参加資格の確認のための書類及び納入できることを証明する書類

※入札書及び下記の書類を、本入札説明書4(2)の受領期限までに提出すること。

1. 競争参加資格の確認のための書類

- (1) 令和6年度の資格審査結果通知書(全省庁統一資格)の写し……………紙媒体1部
- (2) 小売電気事業の登録を受けている者であることの証拠書類の写し……………紙媒体1部
- (3) 入札説明書3の(4)に定める基準を満たすことを証明する書類
適合証明書<様式1>(別添参照)……………紙媒体1部
- (4) 障害支援体制に関する資料(様式任意)
(電気供給に障害が発生した場合のサービス体制図を記載すること。)……………紙媒体1部

2. 納入できることを証明する書類

- (1) 電気を安定的に供給できることを証明する書類
安定供給証明書<様式2>……………紙媒体1部
- (2) 一般送配電事業者と接続供給が可能であることを証明する書類
接続供給契約証明書<様式3>……………紙媒体1部
- (3) 供給予定電力の概要説明書
(様式任意。様式4により例示。供給条件等を数値および具体的な表現で記載すること。)……………紙媒体1部
- (4) 電気供給の約款を定めている場合は、それを証明する書類……………紙媒体1部
- (5) 契約実績表<様式5>……………紙媒体1部

3. その他の提出書類

- (1) 入札書<別紙様式1>(日付は提出日を記入)……………紙媒体1部
- (2) 委任状<別紙様式2>
(代理人・復代理人が必要な場合のみ提出すること)……………紙媒体1部
- (3) 開札立会辞退届<別紙様式3>
(開札当日に参加できない場合のみ提出すること)……………紙媒体1部
- (4) 参考見積書<別紙様式4>……………紙媒体1部

適合証明書

国立大学法人北海道国立大学機構 御中

住所

氏名

代表者

印

下記のとおり相違ないことを証明します。

1. 令和4年度の状況

項目	自社の値	点数	合計点	適・否
① 令和4年度1kWh当たりの二酸化炭素排出係数（調整後排出係数）（単位：kg-Co2/kWh）				
② 令和4年度の未利用エネルギー活用状況	%			
③ 令和4年度の再生可能エネルギー導入状況	%			
④ 需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組				

注1) 得点には、別添「環境への負担の軽減に対する取組の状況」により算出した値を記載すること。

注2) 合計点が70点以上の者を本調達の応札適合者とする。

安 定 供 給 証 明 書

令和 年 月 日

国立大学法人北海道国立大学機構 御中

件名	帯広畜産大学で使用する電気
契約電力	1,296 kW
予定年間使用電力量	7,441,083 kWh
供給期間	令和7年4月1日から令和8年3月31日

上記納入につきまして弊社は、貴機構の指定する期間、電力を安定的に供給することを証明いたします。

以上

住 所
会社名
代表者

印

接 続 供 給 契 約 証 明 書

令和 年 月 日

国立大学法人北海道国立大学機構 御中

件 名 帯広畜産大学で使用する電気 一式

貴機構へ電力を供給するために必要な、すべての一般送配電事業者と接続供給契約を締結することを証明いたします。

また、落札した際には、接続供給契約書（写）を速やかに提出いたします。

以上

住 所
会社名
代表者

印

供給予定電力の概要説明書

（配電図）

--

（内訳）

項目	契約電力	供給方法	供給電力
契約電力 （自社発電）	KW	〇〇株式会社 発電 火力発電（〇〇発電所、〇〇発電所）	KW
契約電力 （他社からの売電）	KW	〇〇株式会社 売電 バイオマス発電（〇〇発電所）	KW
契約電力 （他社からの売電）	KW	〇〇株式会社 売電 バイオマス発電（〇〇発電所）	KW
契約電力 （予備）	KW	北海道電力株式会社 売電	KW

令和 年 月 日

住所
会社名
代表者

印

契 約 実 績 表

令和 年 月 日

住所
会社名
代表者 印

契約相手方	契約電力	年間電気使用量	契約期間

環境への負担の軽減に対する取組の状況

1. 配点表

以下の表の基準項目①～④のそれぞれの値から得点を割り出し、①～④の項目の合計の得点が70点を超えていること。

基準項目	値	得点
①令和4年度1kWh当たりの 二酸化炭素排出係数（調整後排出係数） （単位：kg-CO ₂ /kWh）	0.000 以上 0.425 未満	70
	0.425 以上 0.450 未満	65
	0.450 以上 0.475 未満	60
	0.475 以上 0.500 未満	55
	0.500 以上 0.525 未満	50
	0.525 以上 0.550 未満	45
	0.550 以上 0.575 未満	40
	0.575 以上 0.600 未満	35
	0.600 以上	0
②令和4年度の未利用エネルギー活用状況	0.675 %以上	10
	0 %超 0.675%未満	5
	活用していない	0
③令和4年度の再生可能エネルギー導入状況	10.00 %以上	20
	5.00 %以上 10.00 %未満	15
	2.50 %以上 5.00 %未満	10
	0 %超 2.50 %未満	5
	活用していない	0
④省エネに係る情報提供、簡易的DRの取組 地域における再エネの創出・利用の取組	取り組んでいる	5
	取り組んでいない	0

環境への負担の軽減に対する取組の状況の各用語の定義

1. 令和4年度1kWh当たりの二酸化炭素排出係数

地球温暖化対策推進法に基づき、環境大臣及び経済産業大臣により公表されている令和4年度の事業者全体の調整後二酸化炭素排出係数。なお、メニュー別係数を公表している小売電気事業者等で令和4年度の事業者全体の調整後二酸化炭素排出係数が公表されていない場合は、当該事業者が自ら検証・公表した調整後排出係数を用いることができるものとする。

2. 令和4年度の未利用エネルギー活用状況

令和4年度の未利用エネルギーによる発電電力量（送電量・kWh）を令和4年度の供給電力量（需要端・kWh）で除した数値
(算定方式)

$$\text{令和4年度の未利用エネルギーの活用状況 (\%)} = \frac{\text{令和4年度の未利用エネルギーによる発電電力量 (送電端)}}{\text{令和4年度の供給電力量 (需要端)}} \times 100$$

- ① 未利用エネルギーによる発電を行う際に、他の化石燃料等の未利用エネルギーに該当しないものと混燃する場合は、以下の方法により未利用エネルギーによる発電量を算出する。
 - ア. 未利用エネルギー及び未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の双方の実測による燃焼時の熱量が判明する場合は、発電電力量を熱量により按分する。
 - イ. 未利用エネルギーの実測による燃焼時の熱量が判明しない場合は、未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼時の熱量と当該発電機の効率から未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼に伴う発電量を算出し、当該数値を全体の発電量から除した分を未利用エネルギーによる発電分とする。
- ② 未利用エネルギーとは、発電に利用した次に掲げるエネルギー（他社電力購入に係る活用分を含む。ただし、インバランス供給を受けた電力に含まれる未利用エネルギー活用分については含まない。）をいう。
 - ア. 工場等の廃熱又は排圧
 - イ. 廃棄物の燃焼に伴い発生する熱（「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年度法律第108号）（以下「FIT法」という。）第二条第4項において定める再生可能エネルギーに該当するものを除く。）
 - ウ. 高炉ガス又は副生ガス
- ③ 令和4年度の未利用エネルギーによる発電電力量には他小売電気事業者への販売分は含まない。
- ④ 令和4年度の供給電力量には他小売電気事業者への販売分は含まない。

3. 令和4年度の再生エネルギーの導入状況

再生可能エネルギーの導入状況は以下の算定式によるもの
(算定方式)

$$\text{令和4年度の再生可能エネルギーの導入状況 (\%)} = \frac{\text{①+②+③+④+⑤+⑥}}{\text{⑦}} \times 100$$

- ① 令和4年度自社施設で発生した再生可能エネルギー電気の利用量であって、当該電気に係る非化石証書を自社で無効化（償却）することにより環境価値を有するもの（送電端（kWh））

別添 環境への負担の軽減に対する取組の状況（各用語の定義）

- ② 令和4年度他者より購入した再生可能エネルギー電気の利用量であって、当該電気に係る非化石証書を自社で無効化（償却）することにより環境価値を有するもの（送電端(kWh)）
- ③ グリーンエネルギーCO2削減相当量認証制度により所内消費分の電力に由来するものとして認証されたグリーンエネルギーCO2削減相当量に相当するグリーンエネルギーの電力量(kWh)
- ④ J-クレジット制度により認証された再生可能エネルギー電気由来クレジットの電力相当量(kWh)
- ⑤ 非化石価値取引市場から調達した固定価格買取制度による再生可能エネルギー電気に係る非化石証書の量(kWh)
- ⑥ 非化石価値取引市場から調達した再生可能エネルギー電気であることが判別できる非FIT非化石証書の量(kWh)（ただし、電源情報等を明らかにするトラッキング実証の対象であり、再生可能エネルギー電気に由来することが判別できる非FIT非化石証書に限る。）
- ⑦ 令和4年度の供給電力量（需要端(kWh)）
 - ア. 再生可能エネルギーとは、FIT法第二条第4項に定められる再生可能エネルギー源を用いる発電設備による電気を対象とし、太陽光、風力、水力（30,000kW未満、ただし、揚水発電は含まない）、地熱、バイオマスを用いて発電された電気とする。（ただし、インバランス供給を受けた電力に含まれる再生可能エネルギー電気については含まない。）
 - イ. 令和4年度の再生可能エネルギー電気の利用量（①+②+③+④+⑤+⑥）は、令和4年度の小売電気事業者の調整後排出係数算定に用いたものに限り、他小売電気事業者への販売分は含まない。
 - ウ. 令和4年度の供給電力量（⑦）には他小売電気事業者への販売分は含まない。

4. 省エネに係る情報提供、簡易的DRの取組

地域における再エネの創出・利用の取組

需要家の省エネルギーの促進、電力圧迫時における使用量抑制等に資する観点及び地域における再生可能エネルギー電気の導入拡大に資する観点から評価する。

具体的な内容として、

- ・需要家の設定した使用電力を超過した場合に通知する仕組みを有していること
- ・需給逼迫時等において供給側からの要請に応じ、電力使用抑制に協力した需要家に対し経済的な優遇措置を実施すること
- ・地産地消の再生可能エネルギーに関する再エネ電力メニューを設定していること
- ・発電所の指定が可能な再エネ電力メニューを設定していること

例えば、需要家の使用電力量の推移等をホームページ上で閲覧可能にすること、需要家が設定した最大使用電力を超過した場合に通知を行うこと、電力逼迫時等に電気事業者側からの要請に応じ、電力の使用抑制に協力した需要家に対して電力料金の優遇を行う等があげられる。

なお、本項目は個別の需要家に対する省エネルギー・地域における再生可能エネルギーに関する効果的な情報提供の働きかけを評価するものであり、不特定多数を対象としたホームページ等における情報提供や、毎月の検針結果等、通常の使用電力量の通知等は評価対象とはならない。

別紙様式 1 (① 競争加入者本人が入札する場合)

入 札 書

件名 帯広畜産大学で使用する電気

入札金額 (総価)

金 円也 (税抜)

項 目	A 予定数量	B 単価 (税抜)	C 月数	D 力率	金額 (税抜) A×B×C×D
基本料金					
契約電力	1,296 kW		12	0.85	
小計					
予定年間電力量料金					
平日昼間	3,313,641 kWh				
平日夜間	1,822,038 kWh				
休日昼間	1,490,207 kWh				
休日夜間	815,197 kWh				
小計	7,441,083 kWh (①)				
環境価値相当額					
対象電力量	1,488,217 kWh (※①の20%)				
小計					
合 計 (合計は小数点以下切り捨て)					

北海道国立大学機構契約事務取扱規程及び北海道国立大学機構物品供給契約基準を熟知し、仕様書に従って上記の電力供給をするものとして、入札に関する条件を承諾の上、上記の金額によって入札します。

令和 年 月 日

国立大学法人北海道国立大学機構 殿

競争加入者 ○○県○○市○○-○-○
○○株式会社
代表取締役 ○○○○○ 印

別紙様式 1 (② 代理人が入札する場合)

入 札 書

件名 帯広畜産大学で使用する電気

入札金額 (総価)

金 円也 (税抜)

項 目	A 予定数量	B 単価 (税抜)	C 月数	D 力率	金額 (税抜) A×B×C×D
基本料金					
契約電力	1,296 kW		12	0.85	
小計					
予定年間電力量料金					
平日昼間	3,313,641 kWh				
平日夜間	1,822,038 kWh				
休日昼間	1,490,207 kWh				
休日夜間	815,197 kWh				
小計	7,441,083 kWh (①)				
環境価値相当額					
対象電力量	1,488,217 kWh (※①の 20%)				
小計					
合 計 (合計は小数点以下切り捨て)					

北海道国立大学機構契約事務取扱規程及び北海道国立大学機構物品供給契約基準を熟知し、仕様書に従って上記の電力供給をするものとして、入札に関する条件を承諾の上、上記の金額によって入札します。

令和 年 月 日

国立大学法人北海道国立大学機構 殿

競争加入者 ○○県○○市○○-○-○

○○株式会社
代表取締役 ○○○○

代 理 人 ○○県○○市○○-○-○
○○株式会社
○○支店長 ○○○○ 印

別紙様式 1 (③ 復代理人が入札する場合)

入 札 書

件名 帯広畜産大学で使用する電気

入札金額 (総価)

金 円也 (税抜)

項 目	A 予定数量	B 単価 (税抜)	C 月数	D 力率	金額 (税抜) A×B×C×D
基本料金					
契約電力	1,296 kW		12	0.85	
小計					
予定年間電力量料金					
平日昼間	3,313,641 kWh				
平日夜間	1,822,038 kWh				
休日昼間	1,490,207 kWh				
休日夜間	815,197 kWh				
小計	7,441,083 kWh (①)				
環境価値相当額					
対象電力量	1,488,217 kWh (※①の20%)				
小計					
合 計 (合計は小数点以下切り捨て)					

北海道国立大学機構契約事務取扱規程及び北海道国立大学機構物品供給契約基準を熟知し、仕様書に従って上記の電力供給をするものとして、入札に関する条件を承諾の上、上記の金額によって入札します。

令和 年 月 日

国立大学法人北海道国立大学機構 殿

競争加入者 ○○県○○市○○-○-○
○○株式会社
代表取締役 ○○○○○

復代理人 ○○○○○ 印

別紙様式 1 (記載例)

入 札 書

件名 帯広畜産大学で使用する電気

入札金額 (総価)

金 199,557,563 円也 (税抜)

項 目	A 予定数量	B 単価 (税抜)	C 月数	D 力率	金額 (税抜) A×B×C×D
基本料金					
契約電力	1,296 kW	3,100.15	12	0.85	40,981,502.88
小計					40,981,502.88
予定年間電力量料金					
平日昼間	3,313,641 kWh	21.07			69,818,415.87
平日夜間	1,822,038 kWh	21.07			38,390,340.66
休日昼間	1,490,207 kWh	20.04			29,863,748.28
休日夜間	815,197 kWh	20.04			16,336,547.88
小計	7,441,083 kWh (①)				154,409,052.69
環境価値相当額					
対象電力量	1,488,217 kWh (※①の 20%)	2.80			4,167,007.60
小計					4,167,007.60
合 計 (合計は小数点以下切り捨て)					199,557,563

※ 基本料金の単価及び金額 (力率 100%として力率割引 85%後の金額) は小数第 3 位を切り捨て
 小数第 2 位まで表示。合計は小数点以下切り捨てで表示。

委 任 状

令和 年 月 日

国立大学法人北海道国立大学機構 殿

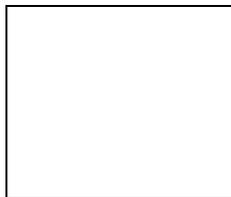
委任者（競争加入者） ○○県○○市○○-○-○
○○株式会社
代表取締役 ○○○○○ 印

私は、○○○○○を代理人と定め、下記は一切の権限を委任します。

記

令和7年2月21日貴機構で行われる帯広畜産大学で使用する電気一式の一般競争入札に関する件

受任者（代理人）使用印鑑



(注) これは参考例（様式及び記載内容）であり、必要に応じ適宜追加・修正等（委任者が任意の様式で作成するものを含む。）があっても差し支えない。

委 任 状

令和 年 月 日

国立大学法人北海道国立大学機構 殿

委任者（競争加入者） ○○県○○市○○-○-○
○○株式会社
代表取締役 ○○○○○ 印

私は、下記の者を代理人と定め、貴機構との間における下記は一切の権限を委任します。

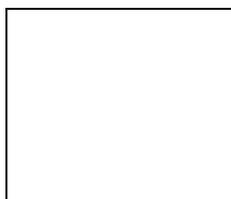
記

受任者（代理人） 北海道○○市○○-○-○
○○株式会社
○○支店長 ○○○○○

- 委任事項
- 1 入札及び見積に関する件
 - 2 契約締結に関する件
 - 3 入札保証金及び契約保証金の納付及び還付に関する件
 - 4 請負代金の請求及び受領に関する件
 - 5 復代理人の選任に関する件

委任期間 令和 年 月 日から令和 年 月 日まで

受任者（代理人）使用印鑑



(注) これは参考例（様式及び記載内容）であり、必要に応じ適宜追加・修正等（委任者が任意の様式で作成するものを含む。）があっても差し支えない。

委 任 状

令和 年 月 日

国立大学法人北海道国立大学機構 殿

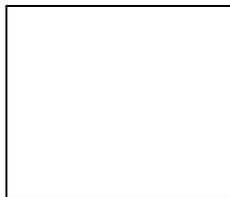
委任者（競争加入者の代理人） ○○県○○市○○-○-○
○○株式会社
○○支店長 ○○○○○ 印

私は、○○○○○を○○株式会社代表取締役○○○○○（競争加入者）の復代理人と定め、下記の一切の権限を委任します。

記

令和7年2月21日貴機構で行われる帯広畜産大学で使用する電気一式の一般競争入札に関する件

受任者（競争加入者の復代理人）使用印鑑



(注)

- 1 この場合、競争加入者からの代理委任状（復代理人の選任に関する委任が含まれていること。）が提出されていることが必要であること。（別紙様式2②を参照）
- 2 これは参考例（様式及び記載内容）であり、必要に応じ適宜追加・修正等（委任者が任意の様式で作成するものを含む。）があっても差し支えない。

開札立会辞退届

令和 年 月 日

国立大学法人北海道国立大学機構 殿

(競争加入者・代理人・復代理人)

※該当するものを○で囲むこと。

住 所

商号又は名称

職名・氏名

印

下記事項を承諾の上、令和7年2月21日に貴機構において行われる「帯広畜産大学で使用する電気一式」の開札に立ち会わないことを届け出ます。

記

【開札立会辞退に含まれる事項】

1. 開札当日、開札立会辞退者に代わり国立大学法人北海道国立大学機構における入札執行事務に関係のない職員が立ち会うこと。
2. 開札立会辞退者の他に落札者となるべき者がいるときは、入札執行事務に関係のない職員が競争加入者に代わってくじを引き落札者を決定すること。
3. 初度入札の開札により落札者が決定しない場合、直ちに再度の入札を行うこと及び当該再度入札への参加を辞退したものとみなされること。

(注) 開札立合を辞退する競争加入者等は本届を開札日前日までに本機構に到着するよう持参、郵送、ファクシミリ、メール

添付ファイルのいずれかの方法により提出すること。

参 考 見 積 書

国立大学法人北海道国立大学機構 殿

競争加入者 ○○県○○市○○-○-○
 ○○株式会社
 代表取締役 ○○○○○

件名 帯広畜産大学で使用する電気

見積金額（総価）

金 円也（税抜）

項 目	A 予定数量	B 単価（税抜）	C 月数	D 力率	金額（税抜） A×B×C×D
基本料金					
契約電力	1,296 kW		12	0.85	
小計	/	/	/	/	
予定年間電力量料金					
平日昼間	3,313,641 kWh		/	/	
平日夜間	1,822,038 kWh		/	/	
休日昼間	1,490,207 kWh		/	/	
休日夜間	815,197 kWh		/	/	
小計	7,441,083 kWh (①)	/	/	/	
環境価値相当額					
対象電力量	1,488,217 kWh (※①の20%)		/	/	
小計	/	/	/	/	
合 計（合計は小数点以下切り捨て）					

(注) これは参考例（様式及び記載内容）であり，必要に応じ適宜追加・修正等（委任者が任意の様式で作成するものを含む。）があっても差し支えない。

帯広畜産大学で使用する電気

仕 様 書

国立大学法人北海道国立大学機構

帯広畜産大学

I. 概要

1. 調達件名
帯広畜産大学で使用する電気 一式
2. 発注者
国立大学法人北海道国立大学機構
3. 供給場所
帯広畜産大学 帯広市稲田町西2線11番地
4. 業種及び用途
大学（教育・研究）
5. 供給予定期間
令和7年4月1日0時00分から令和8年3月31日24時00分まで（1年間）

II. 本学の受電設備等

1. 供給電気方式、供給電圧、周波数、受電方式等
供給電気方式 交流三相三線式
標準周波 50Hz
受電電圧（標準電圧） 6,000V
計量電圧（標準電圧） 6,000V
受電方式 1回線受電
2. 契約電力、予定年間使用電力量
契約電力 1,296 kW （詳細は、資料2-3のとおり。）
（契約電力とは、契約上使用できる最大電力をいい、計量器により計測される値が原則としてこれを超えないものとする。）

予定年間使用電力量 7,441,083 kWh （詳細は、資料2-1のとおり。）
3. 電力量の検針方法
自動検針装置 有
電力会社の検針方法 遠隔自動検針
計量器 電力需給用変成器付複合計器（時間帯別・精密級）
4. 需給地点
本学構内需給場所に本学が施設した開閉器箱内の北海道電力株式会社の架空引込線と本学開閉器電源側接続点
5. 電気工作物の財産分解点
IIの4.に同じ。ただし、既存の取引用計量装置は北海道電力株式会社の所有である。
6. 保安上の責任分解点
IIの4.に同じ。
7. その他
 - (1) 力率保持のため、力率調整装置を有しており、使用期間中は100%を保持する予定。
 - (2) 太陽光発電設備を有しているが、発電した電力については、全量自家消費する。構成は以下のとおり。
・50 KVA 1基

- ・ 2 KVA 1 基
- ・ 48 KVA 1 基
- ・ 7.3KVA 1 基
- ・ 20KVA 1 基 (令和7年2月稼働予定)

上記に加え、500KVAの太陽光発電設備を1基増設する予定(令和7年9月稼働予定)。なお、2.の予定年間使用電力量は過年度実績に基づく値であり、太陽光発電設備の増設による影響は考慮していない。

- (3) 非常用発電機を有している。構成は以下のとおり。
- ・ 低圧 315 KVA 1 台
 - ・ 低圧 200 KVA 1 台
 - ・ 低圧 130 KVA 1 台

III. 本学の要求要件

1. 資料2-1の予定年間使用電力量の供給能力を有し、安定した電気の供給が可能であること。
2. 供給電力に占める再生可能エネルギー電気の割合を20%とすること。なお、再生可能エネルギーであることを証明する証書等は、以下のとおりとする。
 - 「RE100 TECHNICAL CRITERIA」の要件を満たすもの
 - 自社施設で発生した再生可能エネルギー電気又は相対契約によって他者から購入した再生可能エネルギー電気とセットで供給されることで電源が特定できる非化石証書(再エネ指定)
 - 非化石価値取引市場から調達した再生可能エネルギー電気由来の証書であって、FIT非化石証書及びトラッキング付非FIT非化石証書(再エネ指定)、グリーンエネルギー証書(電力)、再生可能エネルギー電気由来のJ-クレジット
3. 供給者は、供給する電力量に占める再生可能エネルギー電気の比率について確認できる資料を、発注者に書面(様式任意)で提出すること。
4. 電力を供給するにあたり、受変電設備を改修等する必要があるときは本学と協議すること。但し、改修等に係る経費は供給者側の負担とする。
5. 事故及び障害等が発生した場合に迅速に対応できる体制であること。

IV. 電気料金の算定

1. 各月の電気料金の算定方法は、基本料金の力率割引又は割増、電力量料金の燃料費調整は北海道管内の旧一般電気事業者が定める標準供給条件によるものとする。また、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金については、北海道管内の一般送配電事業者が定める標準供給条件によるものとする。なお、入札価格の算定にあたっては、燃料費調整額及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金額は考慮しないこととする。
2. 検針で明らかになった有効電力と無効電力に基づき、力率を算出し、契約電力に対する基本料金を調整しなければならない。
3. 契約電力および最大需要電力の単位は1kWとし、その端数は小数点以下第1位で四捨五入する。
4. 使用電力量の単位は1kWhとし、その端数は小数点以下第1位で四捨五入する。
5. 料金の計算における基本料金、電力量料金は小数第3位を切り捨て、小数第2位まで表示する。合計金額は1円とし、その端数は小数点以下を切り捨てる。
6. 経済情勢の激変その他予期することのできない特別の事情又は発電費用等の変動により、電気料金が不相当となり改訂する必要がある場合は、本学と協議の上変更できるものとする。
7. 契約電力について、変更する必要があると認められる場合は、本学と供給者間に

において協議し変更できるものとする。

8. この仕様書に定めのない供給条件については、北海道管内の一般送配電事業者が特定規模需給に対して定める標準供給条件（基本契約要綱）等をもとに協議するものとする。

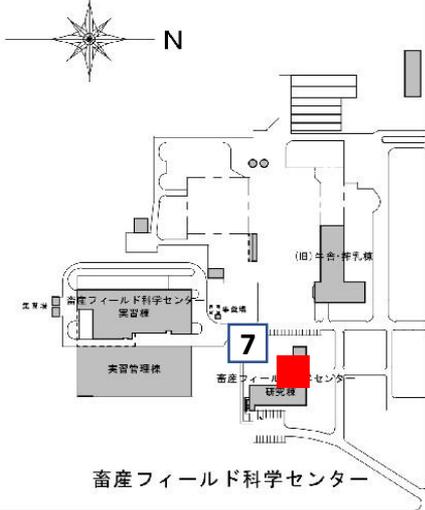
V. その他

1. 本仕様書に定めのない事項については、当機構が定める物品供給契約基準および供給者が定める約款の規定によるものとする。
2. 前記の定めによらないものについては、本学と供給者間で協議し決定することとする。

VI. 添付資料

資料 1-1	帯広畜産大学 受電施設配置図
資料 1-2	防災センター電気室平面図
資料 1-3	帯広畜産大学受変電設備単線結線図
資料 2-1	令和 6 年度電力使用量実績（予定使用量）
資料 2-2	令和 5 年度電力使用量実績
資料 2-3	最大デマンド発生日の負荷曲線

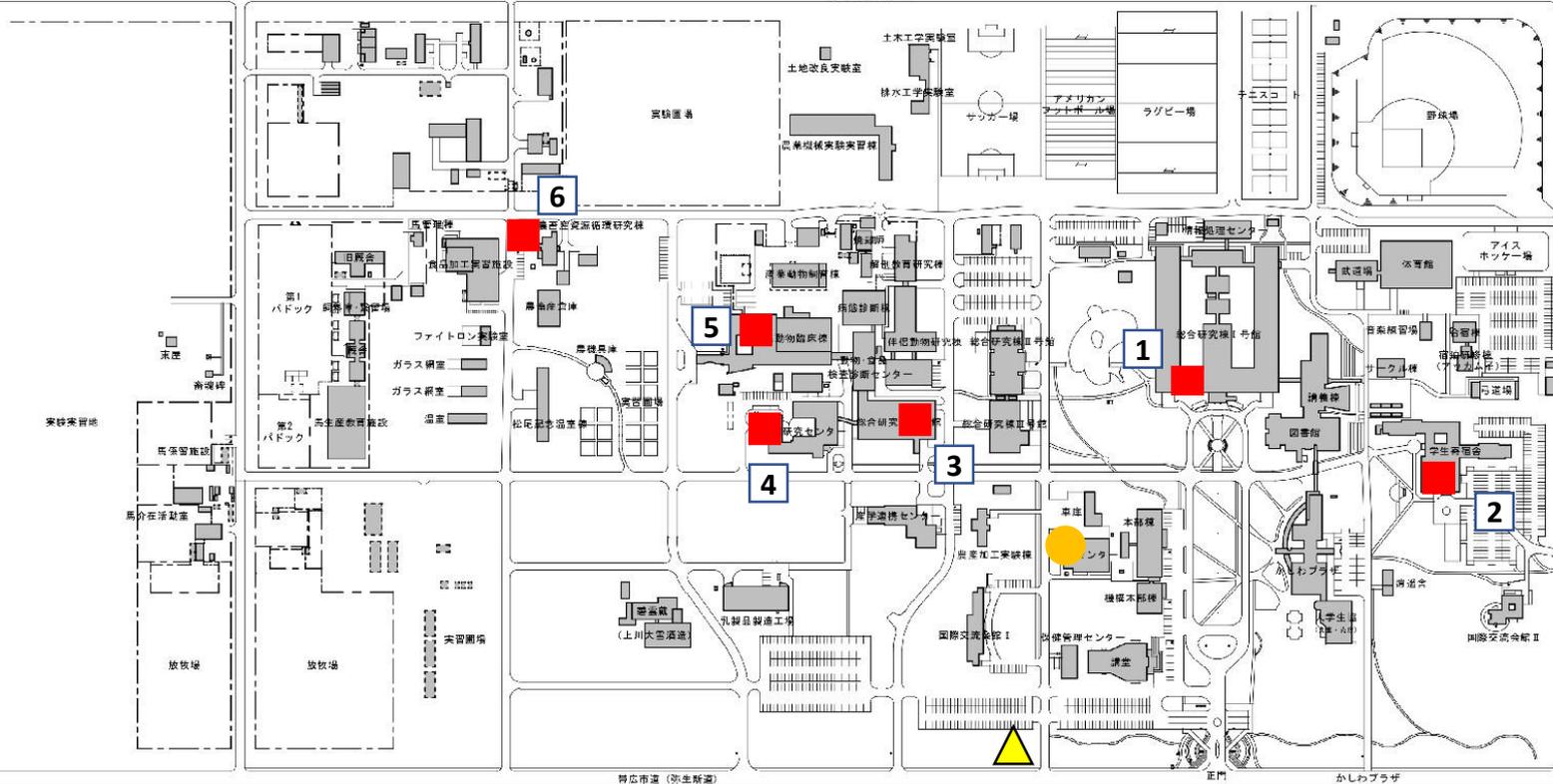
帯広畜産大学 受電施設配置図



- ▲ 引き込み柱位置 (開閉器)
 - 防災センター電気室
 - 1 総合研究棟Ⅰ号館電気室
 - 2 学生寄宿舍電気室
 - 3 総合研究棟Ⅳ号館電気室
 - 4 原虫病研究センター電気室
 - 5 産業動物臨床棟電気室
 - 6 屋外キュービクル
 - 7 畜産フィールド科学センター電気室
- | | |
|-----|---------|
| 6KV | CVT60sq |
| 6KV | CET38sq |
| 6KV | CET22sq |
| 6KV | CET22sq |
| 6KV | CET38sq |

帯広市道 (西3線)

帯広市道 (西3線)

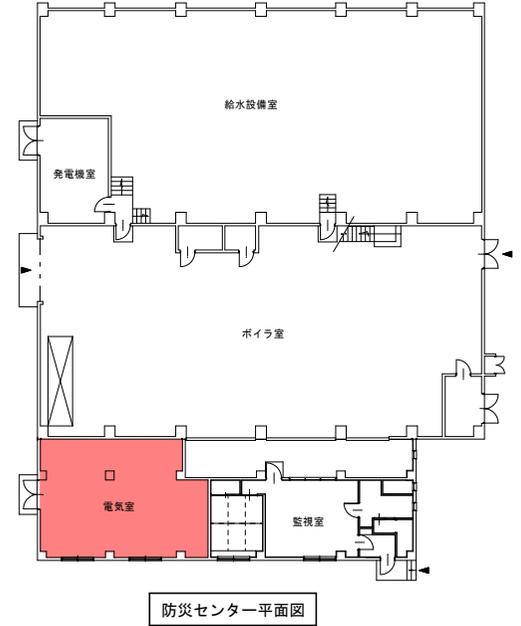
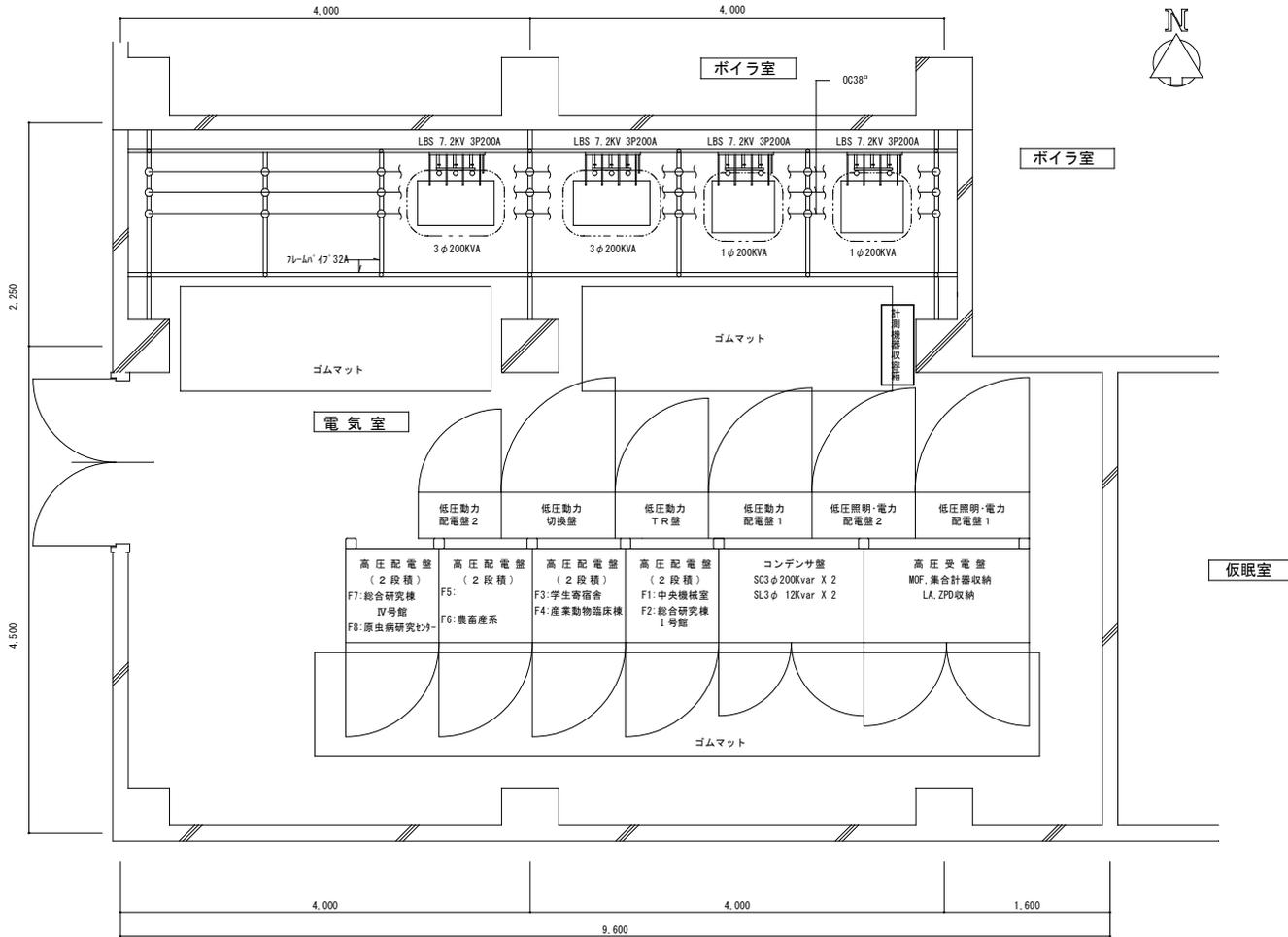


帯広市道 (放生橋)

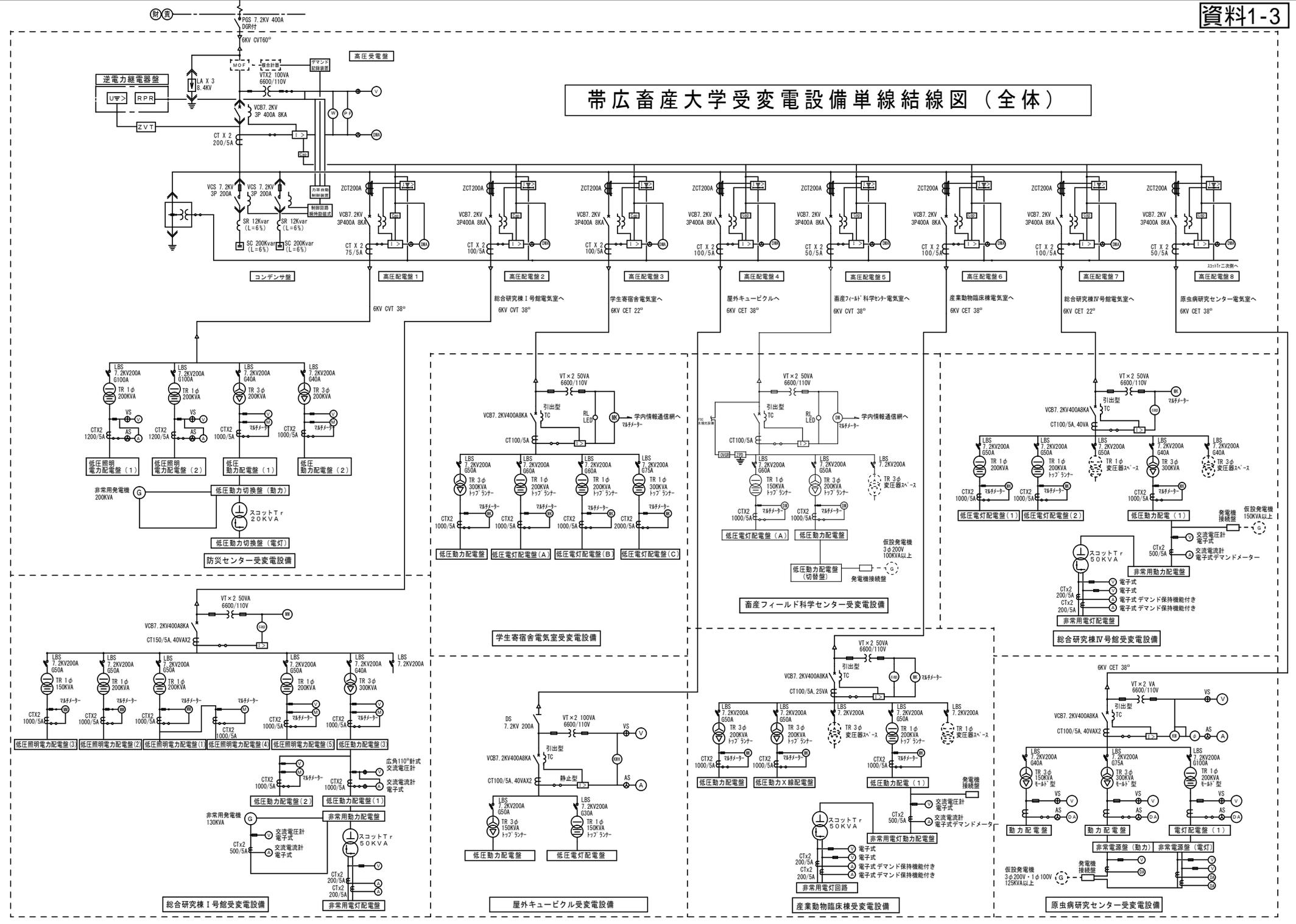
正門

かわしゅプラザ
生協 入口

防災センター電気室平面図



帯広畜産大学受変電設備単線結線図（全体）

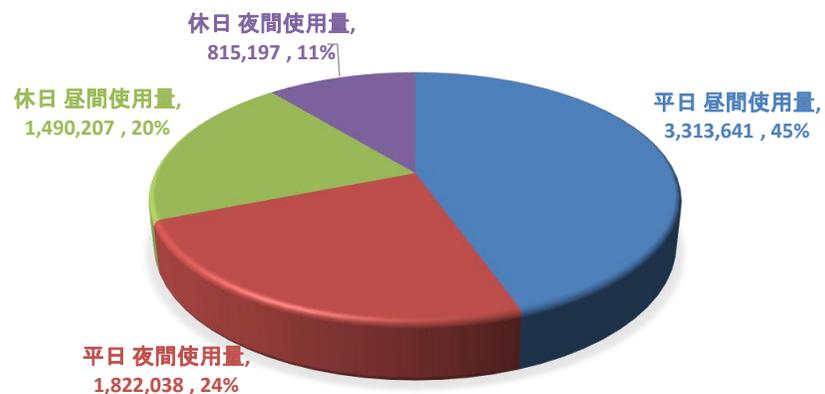


令和6年度 電力使用量実績(予定使用量)

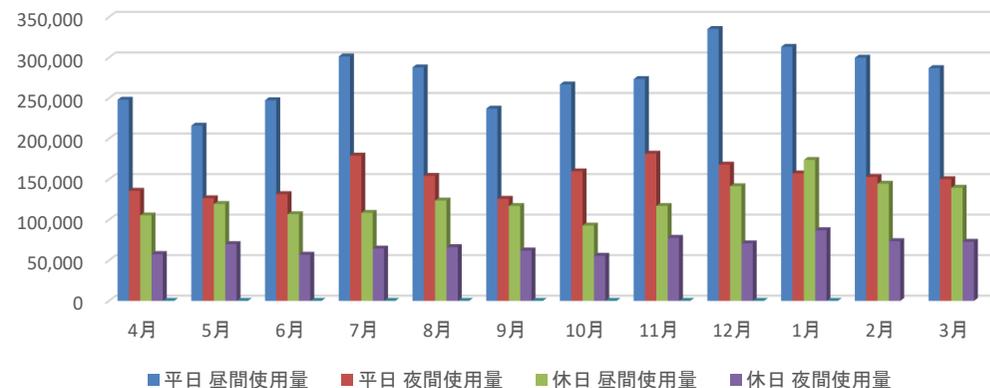
供給地点	計測月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計	
帯広畜産大学	平日	昼間使用量	248,059	216,061	247,327	301,412	287,948	236,948	266,946	273,485	335,272	313,295	299,884	287,004	3,313,641
		夜間使用量	135,780	126,550	131,571	179,075	154,155	125,816	159,647	181,558	167,976	157,099	152,803	150,008	1,822,038
	休日	昼間使用量	105,410	119,505	106,908	108,514	123,780	117,029	92,882	117,048	141,398	173,783	144,449	139,501	1,490,207
		夜間使用量	57,699	69,996	56,872	64,471	66,266	62,140	55,549	77,705	70,843	87,141	73,602	72,913	815,197
	昼間計	353,469	335,566	354,235	409,926	411,728	353,977	359,828	390,533	390,533	476,670	487,078	444,333	426,505	4,803,848
	夜間計	193,479	196,546	188,443	243,546	220,421	187,956	215,196	259,263	259,263	238,819	244,240	226,405	222,921	2,637,235
	合計	546,948	532,112	542,678	653,472	632,149	541,933	575,024	649,796	649,796	715,489	731,318	670,738	649,426	7,441,083

※12月以降は前年実績記載(赤字)

電力使用割合



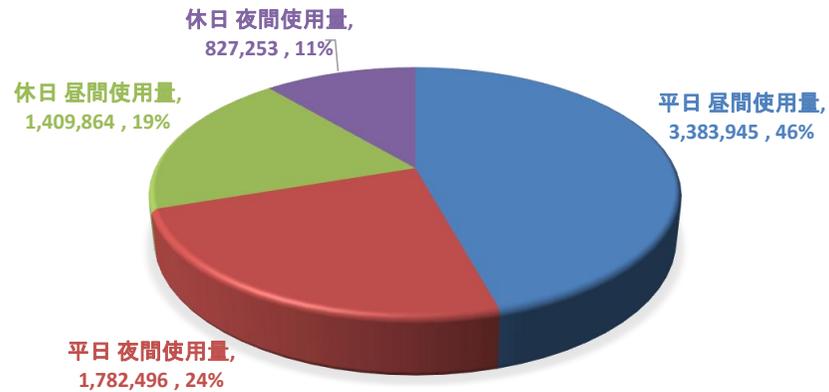
月間使用量



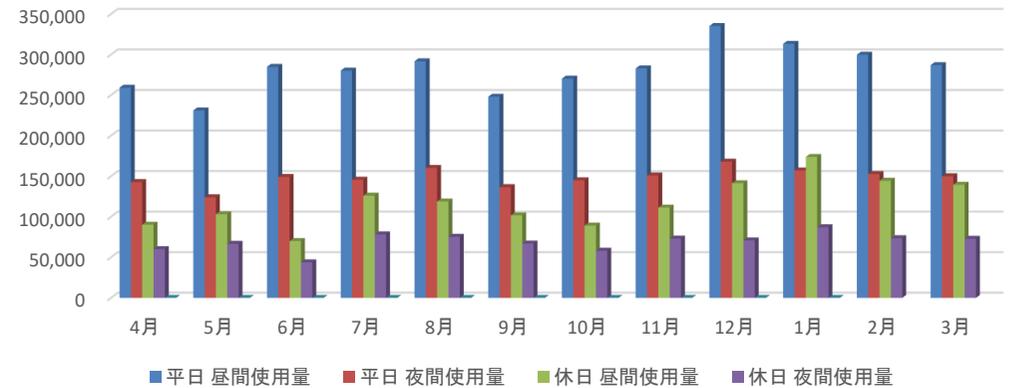
令和5年度 電力使用量実績

供給地点	計測月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計	
帯広畜産大学	平日	昼間使用量	259,182	231,083	284,834	280,263	291,813	247,997	270,347	282,971	335,272	313,295	299,884	287,004	3,383,945
		夜間使用量	142,815	124,070	149,181	145,731	160,278	136,580	144,970	150,985	167,976	157,099	152,803	150,008	1,782,496
	休日	昼間使用量	90,246	103,162	70,090	126,083	118,856	101,743	89,179	111,374	141,398	173,783	144,449	139,501	1,409,864
		夜間使用量	60,166	66,687	43,880	78,369	75,365	66,964	58,177	73,146	70,843	87,141	73,602	72,913	827,253
	昼間計	349,428	334,245	354,924	406,346	410,669	349,740	359,526	394,345	476,670	487,078	444,333	426,505	4,793,809	
	夜間計	202,981	190,757	193,061	224,100	235,643	203,544	203,147	224,131	238,819	244,240	226,405	222,921	2,609,749	
	合計	552,409	525,002	547,985	630,446	646,312	553,284	562,673	618,476	715,489	731,318	670,738	649,426	7,403,558	

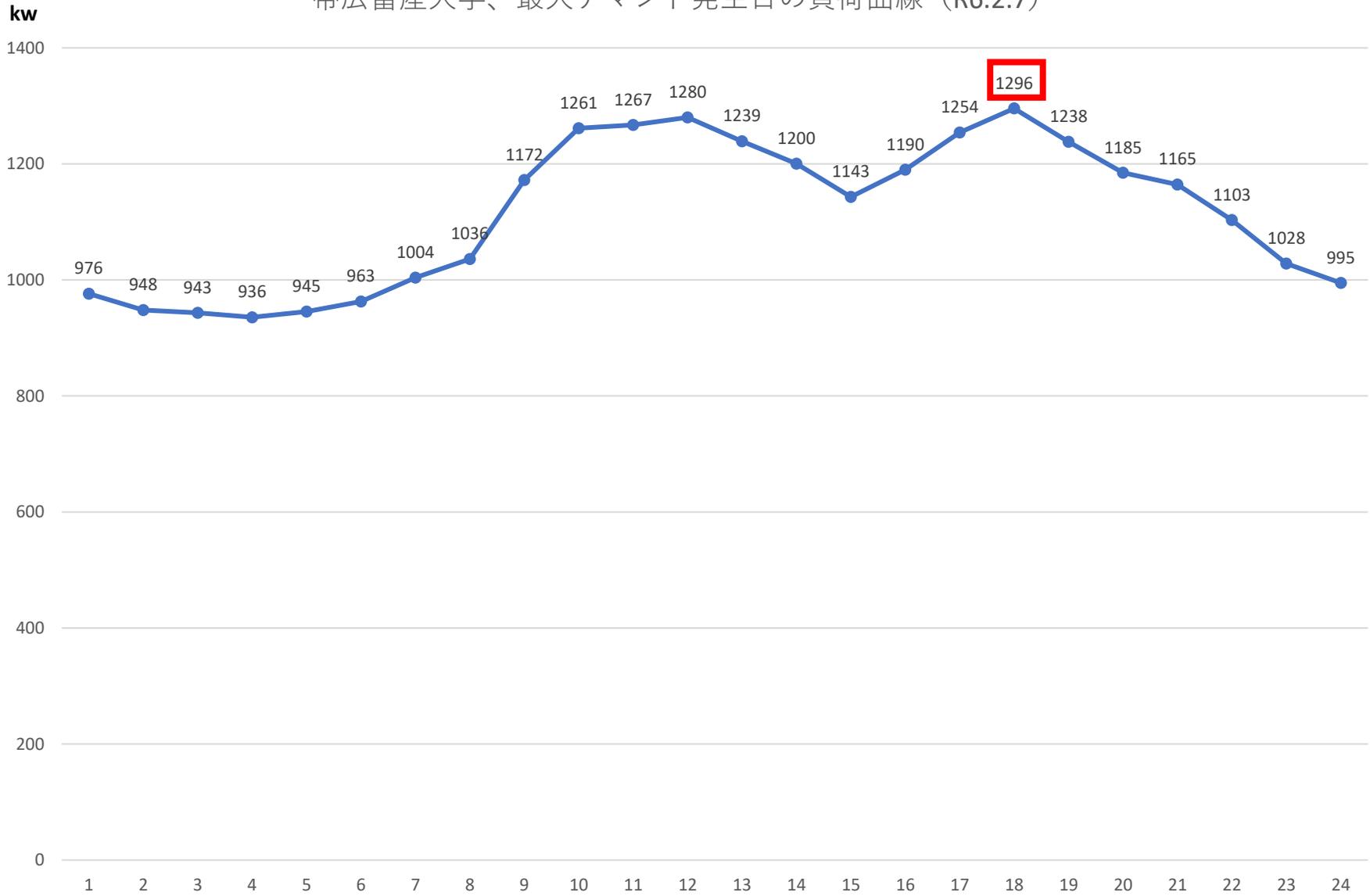
電力使用割合



月間使用量



帯広畜産大学、最大デマンド発生日の負荷曲線 (R6.2.7)



電気需給契約書（案）

発注者 国立大学法人北海道国立大学機構(以下「甲」という。)と供給者 (以下「乙」という。)との間において、「帯広畜産大学で使用する電気一式」の需給に関し、次の条項により需給契約を結ぶものとする。

第1条 乙は、別紙の「帯広畜産大学で使用する電気一式 仕様書」に基づき、需要に応じて安定的に供給し、甲は乙にその対価を支払うものとする。

第2条 契約金額は、次のとおりとする。

基本料金単価 (円/kW)		金	円	銭
電力量料金単価 (円/kWh)	平日昼間	金	円	銭
	平日夜間	金	円	銭
	休日昼間	金	円	銭
	平日夜間	金	円	銭
環境価値相当額単価 (円/kWh)		金	円	銭

(いずれの額も税別。なお、請求書には消費税及び地方消費税相当額を加算する。)

第3条 乙が電気を供給する場所及び期間は、次のとおりとする。

需給場所 帯広市稲田町西2線11番地(帯広畜産大学構内)

契約期間 令和7年4月1日0時00分から

令和8年3月31日24時00分まで

第4条 乙は、本契約によって生じる権利若しくは義務を第三者に譲渡し、または継承させてはならない。ただし、甲の承諾を得た場合はこの限りではない。

第5条 甲の電気使用量は、都合により予定使用電力量を上回り、又は下回ることができる。

第6条 甲の電気使用量のうち、仕様書Ⅲ.2の要件を満たす再生可能エネルギー由来の供給電力量の割合が20%を満たすこと。

第7条 契約電力を変更する必要があるときは、乙の責めに帰すべき理由により超過した場合を除き、甲乙協議の上変更するものとする。

2 甲が前項の規定によらないで契約電力を超過した場合は、あらかじめ甲乙協議により定めた契約超過金を乙に支払うものとする。但し、一般電気事業者が定める約款の契約超過金の範囲内とする。

第8条 税法の改正により、消費税等の税率変更があった場合には、本契約における消費税分を含む代金額を変更することができるものとする。

第9条 計量日は、原則として毎月1日とし、乙は計量日に記録された使用電力量等を読み取り、甲の指定する職員の検査を受けなければならない。

第10条 料金の算定は1月(前月の計量日から当月の計量日の前日までの期間をいう)毎にその使用電力量等によって行う。なお、料金に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

第11条 乙は第9条で定めた検査終了後、仕様書に定める契約電力と第2条に定める契約金額(基本料金単価)を乗じて得た額に力率による割増、割引額を加算した金額(以下「基本料金」という。)及び当該月の使用電力量に第2条に定める契約金額(電力量料金単価。ただし、第6条に定める再生可能エネルギー由来の供給電力にあっては、電力量料金単価に環境価値相当額を加算した金額。)を乗じて得た金額に燃料費調整額を加算又は減算した金額(以下「電力量料金」という。)と再生可能エネルギー発電促進賦課金を加算して得られた額に消費税及び地方消費税の相当額を加算して得た金額を1月毎に甲に請求書により請求するものとし、甲は適正な請求書を受理した日の属する月の翌月末までに支払うものとする。

2 前項の消費税額は、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定に基づき算定するものとする。

3 第1項の力率は、1月の力率が85パーセントを上回る場合は、その上回る1パーセン

トにつき基本料金を1パーセント割り引いた額とし、85パーセントを下回る場合は、その下回る1パーセントにつき基本料金を1パーセント割り増した額とする。

第12条 燃料調整費額は、北海道を管轄とする旧一般電気事業者が定める算式によって算定された額を超えない範囲とする。

第13条 再生可能エネルギー発電促進賦課金は、当該月中の電気使用量に北海道を管轄とする一般送配電事業者が定める再生可能エネルギー発電促進賦課金を乗じた額とする。

第14条 代金の請求書は、帯広畜産大学管理課に送付するものとする。

第15条 契約保証金は、免除する。

第16条 甲及び乙は、経済情勢の変動、天災地変、法令の改正または改廃その他著しい情勢の変更により、本契約に定める条件が不相当となったと認められる場合には、甲乙協議の上、本契約の全部又は一部を変更することができる。

2 前項の場合において、本契約に定める条項を変更する必要があるときは、甲乙協議の上、書面により定めるものとする。

第17条 この契約の締結及び電気の供給に係る手続きに要する費用は、原則乙の負担とする。

第18条 乙は、この契約によって知得した内容を契約の目的外に利用し、または第三者に漏らしてはならない。

第19条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当したときは、本契約の全部又は一部を解除することができるものとする。

(1) 乙が天災その他不可抗力の原因によらないで、電力の供給をする見込みのないと甲が認めたととき。

(2) 乙が正当な事由により解約を申し出たとき。

(3) 本契約の履行に関し、乙またはその従業員、使用人等に不正な行為があったとき。

(4) 前各号に定めるもののほか、乙が本契約条項に違反したとき。

第20条 甲は、乙の責に帰すべき事由により本契約が解除された場合において、甲が損害を受けたときは、損害賠償を請求することができる。

第21条 本契約についての必要な細目は、甲が定める物品供給契約基準によるものとする。

第22条 この契約について、甲乙間に紛争を生じた場合、双方協議の上、これを解決するものとする。

第23条 この契約に定めのない事項について、これを定める必要がある場合は、甲乙間において協議して定めるものとする。

第24条 この契約に関する紛争については、釧路地方裁判所帯広支部を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

上記契約の成立を証するため、甲乙は次に記名し、印を押すものとする。

この契約書は2通作成し、双方で各1通を所持するものとする。

令和 年 月 日

甲 帯広市稲田町西2線11番地
国立大学法人北海道国立大学機構
理事長 長谷山 彰

乙